

フレックスタイム制に関する労使協定

〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働者代表は、フレックスタイム制について次のとおり協定する。

(フレックスタイム制の適用労働者)

第1条 全労働者にフレックスタイム制を採用する。

(清算期間)

第2条 労働時間の清算期間は、毎月〇日から〇日までの1ヶ月とする。

(清算期間における総労働時間)

第3条 清算期間における総労働時間は、清算期間を平均して1週40時間の範囲内で、1日〇時間に清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

(1日の標準労働時間)

第4条 1日の標準労働時間は〇時間とする。有給休暇や出張等においては、〇時間労働として取り扱う。

(コアタイム)

第5条 コアタイムは、午前〇時から午後〇時までとする。

(フレキシブルタイム)

第6条 フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 午前〇時から午前〇時

終業時間帯 午後〇時から午後〇時

(休憩)

第7条 正午から午後〇時までには休憩時間とする。

(超過時間の取扱い)

第8条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外労働割増賃金を支給する。

(不足時間の取扱い)

第9条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

(労働時間管理)

第10条 会社の承認を得て第6条の時間帯の前後に勤務した場合においても、本協定に定める労働時間として、総労働時間を含めて取り扱う。

2. 会社の承認を得て休日に労働した場合は、給与規程に定める休日労働手当を支払い、当協定の取り扱いはしない。
3. 労働者は、月間総労働時間に著しい過不足が生じないようにしなければならない。
4. 月間総労働時間を超えて労働する必要がある場合、所定休日に労働する必要がある場合、および午前〇時から午後〇時以外の時間に労働する必要がある場合は、会社の承認を受けなければならない。
5. 労働者は時間外・休日労働に関する労使協定に定める範囲を超えて時間外および休日労働をしてはならない。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から1年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、労働者代表いずれからも申し出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長

〇〇 〇〇 印

〇〇〇〇株式会社
労働者代表

〇〇 〇〇 印